

定款

株式会社コダカ
令和6年1月26日作成
令和6年2月7日公証人認証
令和6年2月7日設立

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社コダカと称し、英文では、Kodaka Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 林産物、木材製品、木工加工品、農産品、その他産品に関する製造、販売及び販売支援
- 2 林業経営及び森林整備作業に関する業務
- 3 農業経営及び農産物生産に関する業務
- 4 建築・土木工事の設計・施工及び請負
- 5 住宅、不動産の賃貸、販売及び仲介業務
- 6 住宅、不動産の増改築・リノベーションの設計、管理並びにこれらの資材の販売、仲介
- 7 住宅、不動産、建築に関する情報提供サービス業務
- 8 森林資源の活用に関する経営及び営業支援等のコンサルティング業務
- 9 個人、企業及び行政に関するコンサルティング及び広告宣伝支援に関する業務
- 10 書籍の出版及び販売業務
- 11 旅行業、旅行業代理業並びに旅行、教育及び研修の企画運営、コンサルティングに関する業務
- 12 森林資源に関する各種学校の経営
- 13 ホテル、貸別荘、レジデンス等の宿泊施設の経営
- 14 飲食業経営並びに飲食物の製造及び販売に関する業務
- 15 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県小田原市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。

ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報への掲載により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならぬい。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、

臨時総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ代表取締役の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は 2 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期はその選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 20 条 取締役を 2 名置く場合には、取締役の互選により、代表取締役 1 名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第 21 条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 23 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(配当金の除斥期間)

第 24 条 当会社が、剰余金の支払の提供をしてから満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第 25 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 100 万円とする。

(最初の事業年度)

第 26 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(発起人)

第 27 条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける株式の数は、次のとおりである。

神奈川県小田原市本町三丁目 1 番 22 号 小高誠仁

100 株 金 100 万円

(法令の準拠)

第 28 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社コダカの設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名する。

令和 6 年 1 月 26 日

発起人 小高誠仁